

## 第6回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成18年6月27日（火）午後1時30分から午後4時10分まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所会議室（5階）
- 3 出席委員 上杉英司，大内 一，岡村 稔（委員長），小池充夫，斉藤由美子，濱田宗一，樋口孝司，平野裕子，三澤栄治，峯田義郎，吉田邦夫
- 4 列席職員 白鳥良悦事務局長，関口実首席家裁調査官，飛嶋章首席書記官，川井潤事務局次長，阿部朋巳総務課長

### 5 議事要旨

(1) 山形家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任委員自己紹介

小池委員及び樋口委員から自己紹介

(3) 議題（テーマ）に関するビデオ上映

「成年後見制度について～概要と手続の流れ～」

(4) 議題（テーマ）「成年後見制度」についての資料説明

家庭裁判所から，成年後見に関連する主な事件別新受件数の推移についての資料説明及び社会情勢についての報告

(5) 議題（テーマ）「成年後見制度」についての意見交換

「成年後見制度について」を議題として，委員からは，成年後見制度の趣旨・手続，特に鑑定に要する費用・期間等について質問がなされ，家庭裁判所から説明が行われた。また，成年後見制度の浸透度，制度周知の方策，利用上の問題点，特に鑑定人の確保及び第三者後見人候補者の発掘等の話題が出され，家庭裁判所としてどのように制度を運用していくべきか等を中心に意見交換が行われた。

なお，法務局の委員から，法務省作成の成年後見登記についてのパンフレットの説明がなされた。

<主な意見>

- 「後見人」という言葉については、広い意味で使われる場合と法的に選任されて使われる場合とがあるが、法的な「後見人」制度が浸透しているかどうかは疑わしい。
- 私は、従前の禁治産や準禁治産制度については何となく分かっていたが、成年後見制度についてはよく分からない点もある。行政側は窓口を作り、必要とする人が来るのを待っているが、市民はどこに行けばいいのか分からないことが多い。PR不足ではないか、一般の人々に浸透していないのではないかという気がする。もう一步踏み出せば接点があるように思われる。
- 普段の生活の中では制度を利用する必要性も少ないと思われるが、一人暮らしの高齢者を狙う悪徳業者や、子供同士が仲が悪いといった場合に遺産分割の前哨戦として制度を利用することもあり、必要性が高まっている。
- 自治体の相談担当者でも、「成年後見制度」という言葉については耳にしたことがあるという程度で、内容について詳しいことは分からないのが実情と思われる。制度に関心を持っている高齢者の団体に、家庭裁判所から出前講義をしてくれるということなので、利用を勧めたい。
- 判断力の判定は精神科医でも難しい。鑑定期間は2箇月は必要である。また、意外と家族は協力してくれない。鑑定料は仙台では10万円ということも聞くが、自分が担当している患者であれば安くしたいところである。
- 鑑定は、軽度の認知症については特に難しい。MRI検査及び知能テストが必要である。また、初期の患者は経過を見て診断する必要もある。一方、家族が本人を病院に連れてきたときには既に中程度認知症という場合も多い。家族は、老人とはこんなものだという思いこみと偏見があつたりして、病状を正しく認識できず、家族に対する教育が必要な場合も多い。
- 紛争性がある場合は弁護士が代理人として申し立ててくる場合が多いようだ。成年後見制度は開始決定で終了するわけではなく、むしろそこからスタート

であり、後見人が権限外の行為をするような事例もあることから、弁護士には開始決定後も関わりを持ってもらいたい。

- 紛争性が高い事件の場合、後見人が単なる財産管理だけでなく、トラブルにも対応しなければならないとなると、弁護士にやっていただく必要のある場合もあり、報酬も高くならざるを得ないのだろう。一概に報酬金額を明示できないことは理解できる。
- 成年後見制度は難しい。例えばサブタイトルを付したりして、理解・利用しやすい制度であることをアピールできないか。
- 人の「老い」は様々で、それまで生きたようにしか老いることはできない。老年期を人としてどう生きるかが問われることになるだろう。成年後見制度は老人にとっていわば「いい助っ人」となる制度であるから、広く知られ、使いやすい制度にしたいものである。

#### (6) 議題（テーマ）「活発な裁判所委員会」調査について

地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）及び司法改革大阪各界懇談会（大阪）という団体から、調査ということで送付を受けたアンケートについて、回答するか否かについて意見交換がなされた。その結果、委員会としては回答しないとの結論となった。

#### (7) 次回の予定

「家事調停制度について」を議題として意見交換を行うこととした。

#### (8) 次回予定期日

平成19年1月23日（火）